（水産施設災害対策室並びに防災技術専門官、災害査定官、総括災害査定官及び施設管理指導官）

第五百四十五条　防災漁村課に、水産施設災害対策室並びに防災技術専門官一人、災害査定官四人、総括災害査定官一人及び施設管理指導官一人を置く。

2～7　（略）

附　則

1～5　（略）

（設置期間の特例）

（削る。）

6～9　（略）

10　第七条第一項の原子力災害対策専門官、第二十条第一項のリスク管理専門官のうち一人、第三十七条第一項の生産専門官のうち一人、第五十四条第一項の福島復旧復興対策・緊急災害対策調整官、東北農政局に置かれる第百六十条第一項の企画官のうち一人、第百九十九条第四項の福島復旧復興対策官、第二百十三条第四項の農村復興指導官、第二百十八条第三項の放射性物質対策調整官、第三百八十八条第一項の林業労働安全衛生指導官、同項の特用林産物安全推進指導官のうち一人、第三百九十六条第一項の森林環境評価調整官及び第三百九十七条第一項の企画官のうち一人は、令和十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

11　（略）

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

○農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号

環境影響評価法の一部を改正する法律（令和七年法律第七十三号）の一部の施行に伴い、ダム事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令及び堰（せき）事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和
経済産業大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣　金子　恭之

（水産施設災害対策室並びに防災技術専門官、災害査定官、総括災害査定官及び施設管理指導官）

第五百四十五条　防災漁村課に、水産施設災害対策室並びに防災技術専門官一人、災害査定官七人、総括災害査定官一人及び施設管理指導官一人を置く。

2～7　（略）

附　則

1～5　（略）

（設置期間の特例）

6　第七条第一項の原子力災害対策専門官、第二十条第一項のリスク管理専門官のうち一人、第三十一条第一項の生産専門官のうち一人、第三十七条第一項の生産専門官のうち一人、第五十四条第一項の福島復旧復興対策・緊急災害対策調整官、東北農政局に置かれる第百六十条第一項の企画官のうち一人、第百九十九条第二項の福島復旧復興対策官、第二百十三条第四項の農村復興指導官、第二百十八条第三項の放射性物質対策調整官、東北農政局に置かれる第二百二十一条第一項の災害対策室、第三百八十八条第一項の林業労働安全衛生指導官、同項の特用林産物安全推進指導官のうち一人、第三百九十三条第一項の海岸林復旧指導官、第三百九十四条第一項の森林除染技術専門官、第三百九十六条第一項の森林環境評価調整官、第三百九十七条第一項の企画官のうち一人、同項の森林除染対策官、関東森林管理局に置かれる第四百五十三条第一項の災害対策専門官、第五百三十七条第一項の漁業復興推進官及び操業指導調整官、第五百四十条第一項の水産研究専門官、第五百四十四条第一項の漁港漁場専門官のうち四人並びに第五百四十五条第一項の災害査定官のうち三人は、令和八年三月三十一日まで置かれるものとする。

7～10　（略）

（新設）

11　（略）